

# 参議院地方行政委員会会議録第十三号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)午後一時三十八分開会

## 委員の異動

三月二十二日委員伊能芳雄君、田中啓一君及び佐野廣君辞任につき、その補欠として植竹春彦君、山縣勝見君及び長島銀藏君を議長において指名した。

本日委員長島銀藏君、植竹春彦君及び山縣勝見君辞任につき、その補欠として佐野廣君、伊能芳雄君及び田中啓一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君  
理事 伊能 芳雄君  
森下 政一君  
小林 武治君

委員 笹森 順造君  
佐野 廣君  
田中 啓一君  
安井 謙君  
後藤 文夫君

政府委員 自治政務次官 早川 崇君  
自治庁行政部長 小林與三次君  
自治局税務部長 奥野 誠亮君

経済企画 齋藤 憲三君  
政務次官 石谷 審男君

事務局側 常任委員 福永与一郎君  
会専門員 林野長官 奥原日出男君

説明員 林野庁林政部長 奥原日出男君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○離島振興法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○新市町村建設促進法案(内閣提出)

○地方税法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○委員長(松岡平市君) これより委員会を開きます。

委員の異動について御報告を申し上げます。二十二日付委員伊能芳雄君、田中啓一君、佐野廣君はそれぞれ辞任せられました。

田中啓一君、佐野廣君はそれぞれ辞任せられました。新たに佐野廣君、田中啓一君、伊能芳雄君が委員に任命せられました。

○委員長(松岡平市君) 理事の補欠互選についてお諮りいたします。理事の伊能芳雄君が昨日委員を辞任いたされました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松岡平市君) 本日は、まず離島振興法の一部を改正する法律案を議題に供します。これより政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(齋藤憲三君) ただいま議

題と相なりましたので、本日は奥原林政部長が出席いたしております。質疑の方は順次御発言願います。

○説明員(奥原日出男君) まず問題の

離島振興法の成立以来、政府は、離島における道路、港湾、漁港、電気導入等の施設に対し特別の助成を行なつてまいりましたが、離島民の日常生活の改善にさらに一步を進めるため、今

が乏しいため、簡易水道を布設する必要が強いのであります。離島における簡易水道の工事費は、本土に比べて割高であるのが通例であり、しかも、

離島の経済力がきわめて低いため、問題の解決は、なかなか困難であったの

であります。そこで、現在簡易水道を布設する事業に対して二割五分以内の国庫補助を行なつておりますのを、離島につきましては特別に三割五分以内

を補助することにいたしたいというの

選についてお諮りいたします。理事の伊能芳雄君が昨日委員を辞任いたされまして、新たに佐野廣君、田中啓一君、伊能芳雄君が委員に任命せられましたところ、本日再び委員となられました。よって伊能君を理事に指名いたすことと御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松岡平市君) 次に、前回に引き続き、新市町村建設促進法案を議題に供します。前回、自治庁に対する質疑は大体お済みのようでありました

が、特に農林省に質疑をしたいという

ことでありますので、本日は奥原林政部長が出席いたしております。質疑の方は順次御発言願います。

○説明員(奥原日出男君) まず問題の

農林水産委員会に出席しておつて、出席がおくれるそなうありますが、奥原林政部長が大体の御質疑には説明が

できるだらうということでありましたから、もし政務次官なり、あるいは林野庁長官、政府委員が来なければ質問

ができないということであれば延ばしまりますが、もしよければ奥原君でお済ま

しを願いたいと思います。

○笹森順造君 原則的なことは、大臣あるいは次官にお尋ねしたい思つた

のですが、ただいま委員長の御報告で、林政部長の奥原君がお見えになつて、お答えを願えたら仕合せだと

思ひます。私どもが今審議しておりますのは、新市町村建設促進法案でありますが、すでに御案内の通りに、町村合併促進法が出ておるのを、さらにこの建設促進法案がたたかれてあります。従いまして特に今林政部長にお尋ねしたいと思ひますのは、この法律に關係いたしております国有林野法の特例に関してであります。つきましては、大蔵省との間に御賛成をいただきよう切望いたしました。

○委員長(松岡平市君) 本案に対する御賛成をいただきよう切望いたしました。

○委員長(松岡平市君) 本案に対する御賛成をいただきよう切望いたしました。

○委員長(松岡平市君) 次に、前回に

引き続き、新市町村建設促進法案を議題に供します。前回、自治庁に対する質疑は大体お済みのようでありました

が、特に農林省に質疑をしたいとい

うことでありますので、本日は奥原林政部長が出席いたしております。質疑の方は順次御発言願います。

○説明員(奥原日出男君) まず問題の

農林水産委員会に出席しておつて、

出合がおくれるそなうありますが、奥

原林政部長が大体の御質疑には説明が

できるだらうと、かようにな存する

のであります。売り払いの条件に関し

行うこととしたのであります。

離島には、一般に、適当な自然水源

が乏しいため、簡易水道を布設する必

要が強いのであります。離島における簡易水道の工事費は、本土に比べて割高であるのが通例であり、しかも、

離島の経済力がきわめて低いため、問題の解決は、なかなか困難であったの

であります。そこで、現在簡易水道を布設する事業に対して二割五分以内の国庫補助を行なつておりますのを、離島につきましては特別に三割五分以内

を割高であるのが通例であり、しかも、

離島の経済力がきわめて低いため、問題の解決は、なかなか困難であったの

であります。そこで、現在簡易水道を布設する事業に対して二割五分以内の国庫補助を行なつておりますのを、離島につきましては特別に三割五分以内

を割高であるのが通例であり、しかも、

離島の経済力がきわめて低いため、問題の解決は、なかなか困難であったの

—

○ 笹森順造君 なお、壳払代金のお話  
であります、支払は五ヵ年据え置き

で、従来の法律による十五年を二十年にしたということで、残る問題は利子の問題があると思いますが、この利子の点で、もう少し詳しく御説明を願いたいと思います。

第二項の規定によりまして、売り払いの条件につきましては、年賦償還のか政令で定めることができるといふことに相なつておるのであります。延納に相なつておりますものの利子に閑ましましては、われわれといたしまして、現在の国有財産の処分の場合の金利及び地方債の金利等が一般的に六分五厘ということに相なつておるのであります。國有林野の売り払いの場合におきましても、その金利を踏襲していくべきものであるとか、かように考える所以であります。ただ全然さら地を売買いたしましたような場合、あるいはまた幼齡林を大部分といたしまする林地を売り払いました場合におきましては、これは金利の上におきましては、何らか特別の措置を講すべきではないかというふうな問題を目下部内において検討いたしておるのであります。なおこの点に關しましては、大蔵省としておるところで御了承いただきたいと存じます。

○笛森順造君　たたいまの省内における検討というお話をあります。私はある機会に受けました報告では、三國階にきめておると、そうしてそれらのものは、あるいは六分五厘、あるいは五分五厘、あるいは四分五厘という

合に、そういう案が出てゐるという話を聞くのであります。私どもは、利子の問題は、特にこういう国有財産等の払い下げを受けた場合には、よほど大きな考慮を払つて低額の利子といふことに配慮しなければならぬことだと思いますが、ただいまのところでは、まだ六分五厘という線で、はつきりしないようなことがありますけれども、もう少し率直に打ち明けて、できる範囲で御説明願いたいと思います。

○ 説明員(奥原日出男君) ただいま蛭森先生のお話にござましたように、われわれが利子についての低減措置を実施いたしますと、当然裸地の国有林を売り払いました場合を一番低くし、幼齡林を主とする国有林を売り払いました場合には、六分五厘の伐期に到達しておる林地を主とする場合の金利との間に一段階区切らるべきではないかと、かようく検討いたしておりのりますが、なお政府としては決定を見ておりませんので、その程度で一つ御了承をいただきたいと存じます。

○ 笹森順造君 今のお話で、いずれ明確になつたときにはわかると思いますが、大体さら地のようなものは、新らしく造林するにしても相当の長年月がかかる。あるいはまた雑木林にいたしましても、木炭を作るためには十年、十五年、あるいはそれ以上かかる地帯もありましよう。さらに用材にするならば、よほど年代がかかるだろうと思う。従いましてこれは希望であります、特にそういうことを詳しく勘定されて、その土地の利用が真に払い下げを受けたものにそれが利益になると

合に、そういう案が出てるという話を聞くのであります。私どもは、利子の問題は、特にこういう国有財産等の払い下げを受けた場合には、よほど大きな考慮を払つて低額の利子といふことに配慮しなければならぬことだと思いますが、ただいまのところでは、まだ六分五厘という線で、はつきりしないようなことでありますけれども、もう少し率直に打ち明けて、できる範囲で御説明願いたいと思います。

いう算定は十分御面倒を願いたい  
けれども、希望いたしておきます。  
そこでその次にお尋ねしたいと思  
いますのは、払い下げのこの当時の価格  
についてであります。これは時価とい  
うことはどういうことであるか。この  
時価というものは、国有財産としての  
帳簿価格との間に何か相違がないのか  
どうか。それらの点について説明願い  
たいと思います。

○ 説明員(奥原日出男君) 時価に關し  
ましては、土地の価格と、それから立

木の価格と二つに分けて御説明をいたす必要があろう、かように存するのであります。土地の価格につきましては、必ずしも固定資産税の課税台帳の価格、近傍類似の民有地について定められておりますその価格によるところなくして、真に適正な時価というものを財務局あるいは勧業銀行、森林組合等の第三者の評価を求めてこれを基礎にして決定をいたして参りたいと、かように考へてゐるのであります。

國土の保安上及び国有林野の經營上必要なものを除くほか」こうあります、「ここがいつでも實際の問題に起る点だと思います。そこで実は一番先に私がお尋ねいたしましたのは、この前の法律と、今度の法律との間に特に新らしい法律は、新市町村の建設、健全な發展をはかるということの強い意味が特に盛られているので、この点に関する從来のいろいろないきさつで、一般の地方自治体が希望するものについて、國がなかなか同意をしないというような点が相當緩和されてなければならぬと思うのでありますが、今申しました「国有林野を國土の保安上及び国有林野の經營上必要なものを」ということの考え方があつとも変らないのか、あるいは今度の法律で非常にこれが大幅にまた緩和されるのか、これららの点についての心が見えを、もしも林政部長でお答えできるならばお伺いしたいと思います。

法によりまして処分いたしましたものは、全体で十二万八千九百町歩であつたと記憶いたしておりますが、そのほとんど九割は市町村に売り払われたのではござります。しかしそういう法律の実施を急いでおりました關係上、町村合併に基きまするものについての処分は、今年度審議し、今着々と決定をいたしているような次第であります。そこで町村合併促進法の国有林野の売り払いと、それから今度の新しい新市町村建設促進法による国有林野の売り払いとの間に基準の上に差異があるのかどうお問い合わせましては、われわれといいたしましては、この法律の法源の相違によつて差異はないのではないかと、前の町村合併促進法の規定の上におきましても、この新らしい新市町村建設促進法に示されているような町村の基本財産を、その町村の町作りあるいは村作り計画に基いて育成していくということに対し、國が援助の手を差し伸べるという趣旨においてはかわりはないとかようく考える所以あります。具体的にはこれについての基準の差異を設ける考えはないのであります。が、いずれにいたしましても、この両法律の趣旨に従いまして、われわれいたしましては、真に町村が基本財産の造成を真剣に考えられる限りにおいては、国有林野の經營上必要でないものを売り払いをしていくという措置を進めて参りたいと、かくように考えております。

法理的にそういう御解釈を持つておられるかもしれません。ただ、私の從来の経験あるいはまた具体的な例から申しますと、もつと根本に問題があるのではないか。つまり、國土の保安にいたしましても、あるいはまた、その行政区画の自治体内における住民の協力なしには、これはできないかな。従いまして、この根本の問題について、どうも今までその地方自治体の住民の期待に沿わないような措置が非常に多かった。故に、今のお話のごとく、法源は、二つの趣旨においては違わないにしても、もつと根本にさかのぼって、一體國土の保安であるとか、あるいは国有林野の經營というものは、その地方の住民の力によるものだということについての認識がもつと深まってくるのでなければ、これは私は、この法律自体をもつと掘り下げるいかなければならぬというような気がする。これは部長でお答えできれば、お答えできるかできないかされませんけれども、これはむしろ大臣か次官かに聞くべきだと思いますけれども、この根本問題についてもう少し懇切丁寧に、しかも、この国有林というのは國のものだ、國民のものだという意識まで掘り下げてこなければ、從来のようないい問題が依然として解決しないのではないか、ここを実は聞きたかったのではないか、その点についてお答えできるならば、この際お答え願いたいと思いませんす。

○説明員(奥原日出男君) 国有林の経営自身が地元の町村の支持及び町村民の協力を果しては果し得ないといふ

とは、われわれ痛切に感じておるところございます。そういう意味におきまして、国有林野の現在の經營全体を通じて見ますと、そのすみずみまで地元との間の協力ということが貫いておるよう、かように考えるのであります。たとえば、一つの例を申し上げますれば、国有林材の処分につきまして、これを競争入札にまかせることなく、実際は六割ないし七割くらいの数量のものを特売をいたしておるということは、これは地元の産業を育成していくう、こういう趣旨が非常に大きいく、その一つの原因をなしておるのでござります。この点あたりもその一つの現れであろうかと存ずるのであります。また国有林自身が、国有林材の搬出の際に道路を作りますの場合におきまして、地元の林道等の道路との間につながりということを常に考慮したとして、両者を総合的に価値判断をして開通するべきであるということを決定しました路線については、国有林におきましても、民有林との間の適当なる負担の区分によりまして、その道路の建設を、手を握っていくということをやるべきでありますけれども、私は最近まで營林局長をいたしておきました四国について、高知県の奥地に非常に道路が入っており、あるいは徳島県のほとんど奥地の開発がよくされておるということの原因も、やはりそこらあたりに、私は国有林の分布といふところに原因があるようになります。さらにまた国有林は、大体林野庁長官なり、あるいは農林大臣なりも了承せられることだと思いますが、ただいまのあなたの答弁を上げますが、ただいまのあなたの答弁を求めたわけであります。あなたが

は一般的の民有林の振興あるいは地方行政に対する協力ということにさきがるべきものであると、かように考えるのであります。たとえば、第二次の官行造林三十五万町歩を國の手で植林をして、市町村あるいは部落との間に分収をしていこうという方針を掲げましたのも、そういう認識に基いておるのでございます。まあその他数え立てればいろいろ問題があると存ずるのでございますが、たゞ、その一つの原因をなしておるのでござります。この点あたりもその一つの現れであろうかと存ずるのであります。また国有林自身が、国有林材の搬出の際に道路を作ります場合におきまして、地元の林道等の道路との間につながりといふことを常に考慮したとして、両者を総合的に価値判断をして開通するべきであるということを決定しました路線については、国有林におきましても、民有林との間の適当なる負担の区分によりまして、その道路の建設を、手を握っていくということをやるべきでありますけれども、私は最近まで營林局長をいたしておきました四国について、高知県の奥地に非常に道路が入っており、あるいは徳島県のほとんど奥地の開発がよくされておるということの原因も、やはりそこらあたりに、私は国有林の分布といふところに原因があるようになります。さらにまた国有林は、大体林野庁長官なり、あるいは農林大臣なりも了承せられることだと思いますが、ただいまのあなたの答弁を上げますが、ただいまのあなたの答弁を求めたわけであります。あなたが

は一般的の民有林の振興あるいは地方行政に対する協力ということにさきがるべきものであると、かように考えるのであります。たとえば、第二次の官行造林三十五万町歩を國の手で植林をして、市町村あるいは部落との間に分収をしていこうという方針を掲げましたのも、そういう認識に基いておるのでございます。まあその他数え立てればいろいろ問題があると存ずるのでございますが、たゞ、その一つの原因をなしておるのでござります。この点あたりもその一つの現れであろうかと存ずるのであります。また国有林自身が、国有林材の搬出の際に道路を作ります場合におきまして、地元の林道等の道路との間につながりといふことを常に考慮したとして、両者を総合的に価値判断をして開通するべきであるということを決定しました路線については、国有林におきましても、民有林との間の適当なる負担の区分によりまして、その道路の建設を、手を握っていくということをやるべきでありますけれども、私は最近まで營林局長をいたしておきました四国について、高知県の奥地に非常に道路が入っており、あるいは徳島県のほとんど奥地の開発がよくされておるということの原因も、やはりそこらあたりに、私は国有林の分布といふところに原因があるようになります。さらにまた国有林は、大体林野庁長官なり、あるいは農林大臣なりも了承せられることだと思いますが、ただいまのあなたの答弁を上げますが、ただいまのあなたの答弁を求めたわけであります。あなたが

ここで答弁された趣旨をそのまま大臣にお伝え願つて、政府委員である政務次官、あるいは林野庁長官がすみやかにこの委員会に出席して、あなたが説明されたことは政府の意思であると契約の対象の範囲を広げて参ったのであります。たとえば、官行造林三十五万町歩を國の手で植林をして、市町村あるいは部落との間に分収をしていこうという方針を掲げましたのも、そういう認識に基いておるのでございます。まあその他数え立てればいろいろ問題があると存ずるのでございますが、たゞ、その一つの原因をなしておるのでござります。この点あたりもその一つの現れであろうかと存ずるのであります。また国有林自身が、国有林材の搬出の際に道路を作ります場合におきまして、地元の林道等の道路との間につながりといふことを常に考慮したとして、両者を総合的に価値判断をして開通するべきであるということを決定しました路線については、国有林におきましても、民有林との間の適當なる負担の区分によりまして、その道路の建設を、手を握っていくということをやるべきでありますけれども、私は最近まで營林局長をいたしておきました四国について、高知県の奥地に非常に道路が入っており、あるいは徳島県のほとんど奥地の開発がよくされておるということの原因も、やはりそこらあたりに、私は国有林の分布といふところに原因があるようになります。さらにまた国有林は、大体林野庁長官なり、あるいは農林大臣なりも了承せられることだと思いますが、ただいまのあなたの答弁を上げますが、ただいまのあなたの答弁を求めたわけであります。あなたが

ここで答弁された趣旨をそのまま大臣にお伝え願つて、政府委員である政務次官、あるいは林野庁長官がすみやかにこの委員会に出席して、あなたが説明されたことは政府の意思であると契約の対象の範囲を広げて参ったのであります。たとえば、官行造林三十五万町歩を國の手で植林をして、市町村あるいは部落との間に分収をしていこうという方針を掲げましたのも、そういう認識に基いておるのでございます。まあその他数え立てればいろいろ問題があると存ずるのでございますが、たゞ、その一つの原因をなしておるのでござります。この点あたりもその一つの現れであろうかと存ずるのであります。また国有林自身が、国有林材の搬出の際に道路を作ります場合におきまして、地元の林道等の道路との間につながりといふことを常に考慮したとして、両者を総合的に価値判断をして開通するべきであるということを決定しました路線については、国有林におきましても、民有林との間の適當なる負担の区分によりまして、その道路の建設を、手を握っていくということをやるべきでありますけれども、私は最近まで營林局長をいたしておきました四国について、高知県の奥地に非常に道路が入っており、あるいは徳島県のほとんど奥地の開発がよくされておるということの原因も、やはりそこらあたりに、私は国有林の分布といふところに原因があるようになります。さらにまた国有林は、大体林野庁長官なり、あるいは農林大臣なりも了承せられることだと思いますが、ただいまのあなたの答弁を上げますが、ただいまのあなたの答弁を求めたわけであります。あなたが

「設計画」、こういうことで、「新市町村建設計画」というのは、あなたの方は、二項の「調整した計画」を直ちに「新市町村建設計画」と、こう言っておられる。方々に新市町村建設計画という言葉がたくさんあるのだが、ここの中では「前項の」というやつは、前項の規定により調整した計画、こうしたことだらうと思うのだが、この表現が少し正確を欠くおそれがないかどうか、意見を聞きたし。

○政府委員(小林與三次君) これは今お尋ねの通り、それは調整した新市町村建設計画という意味でもちろんござりますが、そういうふうに「新市町村建設計画」というように書いてももちろんいいと思います。ただ前に「新市町村建設計画の調整をしたときは」と書いてありますから、それを受けて「調整した計画」としただけで、別段特別の意味はありません。

○委員長(松岡平市君) 次に、第九条の一一番最後の「ただし、法令の規定により当該公共的団体等を監督する主務大臣がその統合整備について別段の定をした場合は、この限りでない。」といふこのただし書き、前の本文が「その統合整備を図るよう努めなければならぬ」という訓示的規定であることはおわかりだと思うのだが、これになだし書きが要りますか。ただし書きがあれば整備をはかるよう努める必要はない。努める必要はないという、そのままのただし書きが要るかどうかということです。

の規定は実は、まあ正直な話を申し上げますと、作ったときいろいろ折衝した規定でございまして、自主的に統合整備をはかるようにそれぞれ考えることは、これはもう当然に考えてい。しかしその統合整備につきましては、場合によつては他の法令で、あるいはその他これに関する主管官庁が統合整備につきまして、いろいろ方針なり計画なりを持つことはこれはあり得るわけでありますし、そういう場合につきましては、それを主務大臣の定めた方針に従つて考える、そういう趣旨を明かにする必要がある。こういうので、たゞ書きを入れたわけでござります。それでございりますから、全然無意味ではもちろんないのでございません。この書き方につきまして「この限りでない」というような言い方がいいか悪いかというの、これは御議論があり得ると思います。しかしその趣旨は、主管大臣が統合整備について方針をきめた場合にはそれに従つてやるようという趣旨が基本でございます。

これを本文の打ち消しに使うというのではなく、少しこれはどうも法文の体裁上納得いかぬというような気がするのだが、一応お考えを願う必要があると特にこの点について思います。

こうやっていきますと、まだ大いぶいろいろな点がありますが、時間が非常にかかるようでありますから、この点についてはあとで一つ政府と私の方でいろいろ私の疑義のあるところをただしていきたいと思いますが、大体そのはかなお相当の点、法文の体裁その他において多少疑いがあるものがあるということを申し上げておきます。それから特に内容について、これは別な委員から御質問がありましたたが、例の問題の二十二条の規定です。二十二条は、政府の答弁によれば、合併促進法で与えられておる特典をこの法律で失わないようにならうとしている特例を認めるのだが、こういうことでござります。その点は了承しておりますが、起つてくることが、まず第一は、これが三月三十日に施行されるとして、本年の四月一日から九月三十日までの間に合併した新市町村では、これが五年間、この法律は今言いうように时限法で五年間だが、受け得る恩典の期間が減りますね、合併促進法で与えられておる恩典よりも、というのは、合併促進法十五条であったと思うが、十五条の規定によるというと、「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り」と書いてある。その年度とは確かに五年間付加してある。そうすると、この三月三十一日までにやつてしまつたものはこれに該当することになるのだろうと思う。それから後また合併促

進法の期間は九月末日まである。かかるものについては当該年度というものの特典がなくなってしまう、こういうことが一つ。これについてはもう今までやらなかつたから、その当該年度の恩典はなくてもいいんだという考え方がある。つまりしておるのかどうか。それからその前に、本年の三月三十一日以前に合併した新市町村は、合併促進法の期次第によつて受けける恩典の期間が不平等になつてくる。これは当然出でますね。そういうことは政府としては初めから予定しておられるのか。特に第二の点で、これも九月末日までの間に合併したものが当該年度の恩典を受けないという、そういう点についてはどういうふうに解釈しておられるか。

○政府委員(小林與三次君) 今委員長のお尋ねの通りな問題があるのでございまして、二十一條では、現在の促進法とそことの点の規定が違つております。その違いましては、一つは積極的に從来合併をいたしまして、まあ大体五年で終るものも出てきますけれども、まあ從来の状況では、なおこの特例を認めさせてやる必要がある。いわば積極的に五年の期間を延ばす結果になるわけでございます。それがその後趣旨をはつきりさせるためにやめたわけです。それから逆にいえば、四月以降やつたものについてはぎりぎり五年になつて、少し短くなるという結果も実ははあるのですが、それは五年後の将来の、あの運営のことは別として、今日の段階においては、むしろ一応そうしておいた方がいい

さいます。この点はこの問題だけではなしに、あと二十四条なりその他二十五条にも関連しますが、つまり合併五ヵ年間に限るという規定は、これは促進法のときも入っておったわけでござりますけれども、ところがこの法律自体が有効期間が五年間ということになつておりますから、かりにことしの九月なら九月に合併をするというと、まるまる五年にはならずに、促進法が四月一日限り施行になれば、それから五年間で数カ月ちょっと短くなるのです。そういうことも実はあり得るのでして、一応は促進法の有効期間をどうするかという問題にからんでくるのであります。われわれの考えいたしましては、促進法の有効期間は一応五年と、こういふことで区切りをつけてやつたらどうだらうか。そのため合併を非常に早くやつたところと、おくれてやつたところで、多少その間に違ひがありますが、これはやむを得ない。早くやつた方に厚くいくのはやむを得ん筋ではないか。あとは促進法そのものに有効期間としてなお必要があれば、それは別途その問題として必要な時期に必要な方法で考へることにしたらどうだらうかと、一応そういう趣旨で立案したわけでござります。

なたの方の出した法律では、当該年度とあと五年間をくつづけるという法律で、あつたのではないか、そのつもりでしておつた。そうしたならば、促進法にかわって今度は新市町村建設促進法といふものを出して、当該年度を切つちやつたらはなだ迷惑だ、こういふただをこねたときにはどう言うか。  
○政府委員(小林與三次君) そういうことを言われる、どうとちょっと困りますけれども、こういうことで一日早く合併を促進させたい趣旨である。それだから早くやつていただきたい、というふうにお願いいたそくと思われるのをございます。

いたしますから、御答弁を願いたいと思ひます。

○ 笹森順造君　ただいま委員長からお話をのとく、林政部長との間に質疑応答を重ねたのであります。が、ただいま政府委員が出席だといふので、原則的なことについて二、三お尋ねしたいと思ひます。

私どもは、ただいま新市町村建設促進法案を審議しておるわけであります。が、その法律は御案内のとく町村合併促進法と表裏するもので、さらに一步を進めて、この目的を遂げて新たにでき上りました市町村の健全な発展をはかるというのが目的であるわけであります。が、この二つの法律は、その出発点を異にいたしましても、ことに後段において申し上げました、新市町村の健全な発展をはかるというこの認識において今質疑を進めておるわけであります。が、これに連関して国有財産特別措置法の特例がここに出てくる次第であります。従いまして二つの法律の出たことにおいて、今申しましたこの国有財産特別措置法の特例に関する適用において、何らか心がまえにおいて相違があるか、あるいは特別に配慮するつもりか、その点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○ 政府委員(石谷憲男君)　ただいま委員長から御指摘をいたしましたように、午後、私の方の林政部長が当委員会に呼ばれまして、いろいろお答え申し上げたことに関しましては、私たゞいまつぶさにここに出席いたします途中で聞いたのでござりますが、御説明申し上げたこと自体、全く私の考えておる通りのことでありますので、その点は私から特に申し上げておきます。

それから特に新市町村の育成のため、すでに林野整備臨時措置法の例にならいまして、国有林野を逐次売り払って参つておるわけでござりますが、今回のこの新らしい法律によりまして、従来措置いたしております五年据え置き、十五年の年賦償還、こういった形のものが五年据え置き、二十年以内ということに相なり、さらにその場合等におきまして、従来は御承知のように、一般国有財産の売り払いをいたしまする場合に、延納を承認いたしますには、一応年八分の延納利息といふことが原則になつておつたのでございまするけれども、私どもが預かりますこの種のものの売り払いは、当然營利を目的としない、利益をあげない用途に供するといったような場合に準じて取扱うべきものだということで、従来六分五厘の利子を用いておつたわけであります。今まで売つて参りましたもの自体につきましては、大体直ちに伐採することのできるような対象のものが売り払い数量の約七割近くに相当しておるというような状況でございますが、中には一部かなり若い林を含めて売つておるというような状況でございまますし、さらに寛後また事態によりましては、荒地を売り払うといふような場合も出て参ります。自家林業の経営というものが非常に長期にわたりまして、しかも非常にその収益率が低いといったような本性を持っておりましたような場合におきましても、売り払いまする対象によりましては、従来のようく六分五厘一本でいくといったよ

うなことにつけまして、やや妥当性を欠くというような見解も実は私どもいたしましても持つておるわけでございます。売り扱いまする対象によりましては、さらにこれらの延納の場合の利息の引き下げを考えて参る、こういったことで運用して参りたい、こういう考え方でおるわけであります。

○ 笹森順造君 具体的なお話しに入つて御説明伺つたのでありますから、その前に、もう一つ基本的なことでお尋ねしておきたいと思うであります。それは私どもが国会で審議しております問題の大きな点の一つは、地方自治体の財政難、あるいは財政の赤字の解消、この問題がいつでも大きく取り上げられるのでありますから、これは特に町村合併において、できるだけその所有の財産をふやして、そうして財源を養おうということに一つの理由もあると思うのでありますから、その地方自治体の財政が貧弱だということは、國家の所有しております同地区における財産とのアンバランスというものが非常な原因をしておるよう思う。つまり今度の新しく提案されました法律が、国有財産の特別措置法の特例といふものを設ける趣旨がそこにあるのじゃないかということになります。従いましてこのアンバランスのものをバランスを取り得るようにしていくというその趣旨において特に配慮されたものと覚えておるわけであります。従いまして、この国有林の場合を一般的にごらんになつて、日本全国の国有林といふものが、地方自治体の有しております林野とのそのバランスについて、一体どういう認識をお持ちになつておるのか、これでいいというのか、将来

根本的にこれをどう一體変えていくか、という考え方があるのか、この出発点がはつきりしなければ、枝葉末節のことだけではこの問題が解決せぬのではないか、こう思うのですが、とにかく。現政府が、国の財産というものと地方自治体の財産というものの関係、このことについて一つ政府の見解を述べていただきたいと思します。

○政府委員(石谷憲男君) 私たちいたしましては、林業の振興の見地からいたしまして、御承知のように、現在国約三分の一の森林の地域を占めおります国有林野といふものがあるわけであります。残余の三分の二の地域がいわゆる民有林ということですございまして、その中には公有林及び私の方であります林、それがすべて含まれるわけであります。そこで一体一つの問題いたしましては、全森林面積の三分の一を占めておる国有林野といふもの的一体あり方が適正妥当であるかどうかということが問題でございまするが、御承知のようにわが国におきまして、国有林野の成立、沿革と申しますが、その経緯を見ますといふと、必ずしも一つの目的に従いましてああいった国有林野を形成せしめたものであります。國有林野、かなり地方によりましては、ずいぶん妙な形をとつておるわけであります。大体中部以東の地域に非常に多いわけでございまして、なんか北海道、東北地方におきましては、全林野の中で占めております国有林野の比率というものは非常に高いわけであります。それに対しまして、中部以西の本土につきましては非常に少くなつておる。さらに南九州

おる。こういったよくな状況でござい  
まして、全体の林野配置といったよ  
な見地からいたします国有林野の現在  
の姿が決して妥当なものではない、私  
どもは実はかよう考へておるわけで  
ありますて、実は昭和二十六年に成立  
いたしまして、昨年の三月に失効いた  
しました国有林野整備臨時措置法、あ  
の法律の実施過程を通じまして、でき  
得る限り非常に国有林野の占めており  
ます比率が大きくて、それだけ有形  
無形の異常な影響力といふものを地方  
の財政に与え、地方の経済に与えてお  
るといったよな地域における国有林  
は、可能な限りあの基準に照らしまし  
て、希望の町村に払い下げて参る半  
面、また西日本の面におきまして、あ  
まりにも国有林野というものが少い、  
かつ非常に荒れておるというよな林  
地でございまして、一応国がこれを  
持つて經營するのがしかるべきだとい  
うようなものにつきましては、國の財  
源をもって買い上げるというよなこ  
とでございまして、買い上げの方は現  
に進行中であるというよな次第でござ  
います。さような事態におきまし  
て、やはり国有林野のあり方、本来の  
姿といふものを全体の林業振興の立場  
から再配値するという意味合いのいわ  
ば本格的な林野整備と称すべきものを  
なるべく早く立案実施いたすことが必  
要な段階であると、私どもはかような  
認識に立つておるわけでござります。  
それと同時に、半面現在の民有林野で  
ございまするが、一部私有林の中に  
は、非常に優秀な内容を持つた森林の  
経営をいたしております地帯も少くは  
ないでございますけれども、その

中の相当部分を占めています。いわゆる公有林野――市町村林野あるいは部落有林野と呼ばれております森林の中には、かなり荒廃をいたしておりますが、して、早急に造林をし、資源の育成をはかつていかなければならぬといつたような対象が実はあるわけでありまして、こういった対象に対しましては、私どもいたしまして、でき得る限りその造林の促進に努めて参りました。かような考え方の下に、実は先般公有林野官行造林法の一部改正等もいたしまして、荒廃した部落有林に対しまして、その希望によりましては、國の手で造林を実施して参る、こういったような道も実は開いたわけでござります。従いまして将来やはりあるべき森林の姿といったましては、ただいま申し上げましたように、国有林、民有林全部を通じる再配置の問題というものが考えられまして、その中において公有林野のあるべき姿というものが当然はつきりと打ち立てられて参らなければならぬということに相なると思うのであります。現状をもつていたしますならば、現に市町村、部落有林でありますものが非常に荒廃をしておるという現状に対しまして、すみやかにこの原状回復の措置を強力に実施して参るということが政策の重点になろうかと、かように考えておるわけであります。

うでありますて、それで、今度の田林合併になります多くの土地で、この比率が非常に違う、でこぼこがある、従つてそういう土地があるがゆえに、特に地方自治体が財政的に困難して、今貧弱なところであるというものを私どもは見るのであります。従いましてそういうわけであります。従いましてそういうところには、この法律において特に配慮するという考え方であるのか、その点を、将来の大きな計画ばかりでなく、今提出されておりまするこの法案の適用に当つて、そういう配慮をする腹がまえであるかどうかといふ点を、実は実際の問題として伺いたいわけであります。それは今二対一の割合で国有林と地方自治体の所有であるのが一般的なことであるが、ある地方においては、今お詫のごとく五割以上、あるいは六割、七割五分といふほどの国有林が全森林の地域を占めておるという地方、県さえあるという状況でありますので、そういう地方において、しかもそれが非常な貧弱な市町村であるならば、その面に特別な配慮をするということを考えるのかどうか、そういう点をもう少し明らかにしていただきたいと思います。

したわけであります。さらに歴史的に申しましても、国有林野になつた当時のこととは、実際あいまいなことが非常に多いと思います。昔の藩林であつたものが、あるいはまたただちに国有林になつたとか、あるいは私有林であつたものがいつの間にか国有林になつたとか、あるいは帳簿洩れではつきりわからぬ所で、どうも処分ができるぬといふような、非常にあやふやなところが相当ある。これらの諸問題、歴史的な問題については、林政史を見てみますと、まだ疑問のところがたくさんあります。こういうところで特に配慮してもららうということが私は住民の希望であるがゆえに、今のお話で一応了解したのであります。さりに次の問題で、民有林に解放され、あるいは部落有林になり、地方自治体所有の林野になりましたものの中には、非常に荒廃したものがあるという非難を、私どもは多く耳にするのであります。これはなるほど一面には非難されるものもありましようが、今後の國の財産である森林が、やはり何とかしならうか。その点で実は相当な疑問があるのじゃなかろうか。ないかと思つておるわけであります。つまり部落有林なり、あるいはその他地方自治体の方に移譲されたのらにおいて、これに対する配慮は、やはり同様な非難を受けないような配慮がなければ意味をなさぬのじゃなかろうか。

のかどうか、あるいはそういうことを国有林と同様な配慮においてやつてもできなかつたのか、その点についてはどういう認識を持つてゐるのか、私疑問に思ふので、お尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員(石谷憲男君)　ただいま私申し上げましたのは、現に相当荒廃しているものが相當多いということの事実を一つ申し上げました。

それからやはり沿革的に申しましても、いわゆる市町村有林、部落有林の姿で維持經營されておりましたもののうちには、確かに荒廃したものが多かつたのであります。従いまして大正九年には、公有林野官行造林法という特別の法律を制定いたしまして、國との文書契約によつてそれらの土地を資源化するというようなこともいたし、現に明年度をもちらして三十万町歩の契約目標度を達するというようなことに相なつてゐるわけであります。さらに本三十年度からは、拡大された規模のものをこれから対象に向けまして、繼續実施いたして参るような運びに実はいたしているわけであります。國といたしましては、さらにそのような官行造林方式を通じまして、公有林の資源化について特別な配慮を實はいたしていふわけであります。それで先ほども御説明申し上げましたように、この森林事業と申しますのは、かなり長期にわたりましてきわめて低位な収益しか期待できないというようなことのためになかなかこれを合理的に維持管理しながら、適切な収入を確保していくといったようなことにつきましては、ほどの詳細綿密な計画の上に、はつ

のかどうか、あるいはそういうことを國有林と同様な配慮においてやつてもできなかつたのか、その点についてはどういう認識を持つてゐるのか、私疑問に思うので、お尋ねしたいと思うのであります。

きりした方針に従つてやつて参りませ  
んと、そのときどきの事情によりまし  
て、よく荒廃に陥りやすいことは、私  
から申し上げるまでもないのです。され  
ば、近年におきまして、そのような  
事態に当面することが非常に多かつた  
といふようなことも、最近町村有林野  
の荒廃という問題が非常に大きいくわ  
れている一つの原因じゃないかとか、か  
ように考へているわけありますので、私どもいたしましては、やはり  
将来の新市町村の基本財産といつたよ  
うな意味合いでおきますならば、やは  
り森林の經營のごときものは、実に適  
切な財産であると、かよう考へます  
ので、従いましてそれらのものが非常  
に維持管理されて、将来の市町村の財  
政の基礎の上に大きな役立ちをするこ  
とにつきましては十分な期待ができる  
ものだ、かよう考へております。

わなければ、この育成強化ができないのじゃないか、その点を実は先ほどからお尋ねしておりますので、この法案が成立した後においては、単にその売り扱いのときの国の承認ばかりでなく、進んでその造林育成強化等についても力を入れるというようなことがあるのかどうなのか、この法律にもそれが裏付けとして……その点のことを実はお尋ねしているわけであります。特別にこの法律によつてそういうことが考えられるかどうか、それは従来の通りの法律だけの適用でいくのかということをお尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員(石谷寅男君) この法律によりまして売り渡したもののが適当な時期に伐採され、計画的な経営の対象となつて運営されて参る。そうしていわゆる伐採跡地に対しまして何らかの特別の措置が行われるかということにつきましては、このために特に特別の措置を考えるといったようなことは私どもいたしては取り上げておらないわけでございます。

それから私どもいたしましては、決していたずらに伐採を禁止するといったようなことは、森林の経営の上にいい意味合いの役立ちをするものじゃない。適当な時期に適当な伐採といふものはやはり継続実施されるべきものと、かように考えております。要するにいつときの用に供しますために、跡地の造林の見通しがないような伐採が一挙に敢行されるというようなことにつきましては、やはり敵にこれを戒めなければならぬ、というような意味からいたしまして、まあ売り扱い等の場合におきまして国が承認をする、こ

ういうような建前を実はとつております。  
ただ、繰り返して申し上げることに相なるわけでござりまするが、えてしてなかなか補助造林等の場合におきましても、いわゆる自己負担分といふものが相当に多くなりまするので、貧弱な財政の市町村等におきましては、なかなかそれも実は調達できかねるといったようなことで、みすみす造林がおくれているというような場合におきましては、ただいま申し上げましたいわゆる公有林野の官行造林としつたようなことの措置によりまして、すみやかに町村の希望によつて造林をして参る、こういうことにいたすような措置も開かれまするので、その点は一般的の私有林の場合とは非常に趣きが違つておる点だろうと、かように私は考へるのであります。

○ 笹順造君 跡地の育成について、少し問題は展開するかもしませんが、一つだけお尋ねしておきたいと思います。日本の国のこの自然の林相を見ますと、樹種の改良ということが非常に必要だと思う。従つて特にこの跡地のことをお世話していただくことになりますると、もつと日本で必要とする樹種にこれをかけるということに、特にこの方面に力を入れてもらえないものか。つまり新市町村として将来財源にせよ、あるいはまた実際の木材の利用にせよ、地方的な要求に自然にまかしておくると、とにかくうまい工合にいかない。従つて樹種の改良に関する指導ということに対しては、特に跡地の育成ということで考えておられると思うので、少し問題は展開しましたけ

○政府委員(石谷寅里君) 御承知のよ  
うに国有林に対しまして、民有林の荒  
廃の程度が激しい、ということをよく言  
われるわけでござりまするが、要する  
に荒廃度といふものを指標いたします  
る一つの尺度は、いわゆる単位面積当  
りの立木の蓄積量でございます。國  
有林が四百三十数石に対しまして、民  
有林が百八十一石程度、いわゆる大体  
二・五対一というよくなのが民有林の  
蓄積だ、こういうことがたとえばその  
荒廃の程度を指標するものだと、こう  
言われておるわけがありますが、この  
民有林がなぜ非常に低い単位当たりの生  
産量しか持つておらぬかということを  
いろいろ検討いたして参りまするとい  
うと、民有林の約半分は薪炭林の經營  
でございます。いわゆる薪炭材の供給  
林として大体民有林の面積の約半分が  
これに供されているという現状でござ  
います。私どもが新市町村に対しまし  
て売り払いますものは、決して薪炭林  
のような低位な生産物を生産してもら  
うことになりますと、やはり用材林を主と  
して参るということにならうと思ひき  
ます。従いまして現状そのようなものが  
適当なものがありまする場合には、も  
ちろんそういうものを最初に取り上げ  
まして売り払うということになります  
が、地域々々によりますといふと、必  
ずしも現状は内容のよい用材林とい  
ふものでない場合もあります。あるいは  
荒れ地に近いようなところをお分けす  
るという場合もありますし、あるいは

相当程度にいわゆる雑木をもつて占められているような森林を売り払うといふ場合も現実の場合出て参るといふことがあります。そういう場合におきましては、ただいまの御質問にあります。そこで現在私どもが造林の推進をはかつておるわけでござりますが、生産性の高い針葉樹の林に切りかえていくというような問題が当然出て参ります。そこで現在私どもが造林をしておる方法でやつております。この場合国が三割と地方が一割の四割を補助金といたしまして、残りの六割を自己負担するということで造林をいたしております。わけでございますが、実際の運用面においては、国三割の地方一割、合計四割というものが、一割八分ないし六割の範囲に分れております。これはただいまの御指摘にありましたように、実際この樹種をかえましたり、あるいは林相をかえましたりする場合におきましては、造林費といふものが相当大きくなるわけでありまして、補助の程度もかえなければならぬというような現実の問題も起きております。そういう場合におきましては、大いに樹種の転換あるいは林相の転換というものをはかりまして、針葉樹の優位なる造林地といふものをふやしまして、これらがよろしく基本財産としての用を足すという意味合いで達しますように実際に交付します点で操作をいたしまして、これらの要望にこたえて参りました。むしろ私どもの方針といたしましては、積極的にそういう資源化の推進をはかりたい、かような考え方をいたしております。

お尋ねして私の質問を終りたいと思ひますが、こうして特例法を設けて、公有林野が新市町村の方に移りました場合に、一番問題になりますのは、やはり直ちにその新市町村の財政をどう援助するか、またそれを強化するかと、いう問題に帰着するだろうと思ひます。従いまして先ほどからだんだんお話をありましたように、公有林野は直ちに今ある木を切るといふようなことをございましょうけれども、長年月にわたつて永久にこの新市町村の財政を助けるといふことが目的であるから、すべてそういう観点に立つ必要がある。従つてこの窮屈しております地方の要望として、せつかくこの法律が出るならば、据え置きが五年ではなくて十年にしてもらいたい、こういう要望も出でている。この点の配慮が一体できるかどうか。さらにもう、先ほどもちょっとお尋ねしたのであります。先ほどの代金の支払いについての利息の点であります。八分が六分五厘になつたといふお話をされけれども、これをもつと金利を安くするといふようなことに対する要望も非常に強く出でている。従つてこの点について、せつかくこういう法律が、新市町村の建設促進の法律が出て、これに照應して、ほんとうに目的を達するためには、國家がほんとうに新市町村に対する理解と援助の手を差し伸べるとするならば、そういう方面にもう少し努力して、そうしてそういう要望にこたえるといふようなことをしていくのがほんとうではなからうか。これはこの法律を出すに

当つての審議の過程において、どの程度までの配慮をされたか、またこれが審議された場合には、私どもはこれを決定する段階には、ぜひとも聞いておかなければならぬ点で、その点の見解を一つ伺つておきたいと思います。

○政府委員(石谷寅男君) これは、基本財産造成のために取得されます森林というものは、先ほどもちょっと御説明申し上げましたように、おおむね從来の実績によりまするというと、七割程度といふものは、現在直ちに伐採可能だというようなことを言われておる現状でございます。従いまして私どもいたしましては、一応売り払い後五年前を据え置きまして、さらにその後二十カ年以内の年賦償還といふような措置をいたしますならば、これは十分に経営の循環といふものを考えていく場合の事態に対応できるものと、こういうような認識の上に立ちまして、こうやって参るという場合におきましても、条件のいいところにおきましては、大体二十年くらいたちますると伐期に達し、いわゆる新しい循環が始まることに相なるわけでありまするといふことに相なるわけでありますので、大体こういったようなことで現状に十分合うのじやなかろうか、かよううに考えておるわけでございます。

それから一休壳り払いましたものにつきまして、延納の場合のいわゆる利子が高いのではないか、もう少し引き下げる事が可能じゃないか、特に新市町村の育成という見地からしますれば、引き下げてしかるべきではないか、こういうような意味の御質問だと

いたしましては、国有財産一般の売り払いといふものを、十分にそいつたものを取り扱っていく場合の目安に置かなければならぬ。これらとの均衡も大体得なればならない、というように相なると思います。それからさらに、私どもだけではなかなかこれは決定し得る問題ではありませんので、と言ひながらも、やはり新市町村を育成いたしますするための措置といたしますは、実態に合うようできる限りのことはやはり考えるべきだというようなことに基きまして、必ずしも従来の六分五厘に拘泥をしませんで、対象によつてやはり引き下げといふもののが可能な限度を求めまして、区分をいたして、早急に結論を得たいということを現在せっかく検討をさせておるのでございまます。

すが、これについては、やはり特別な障害になつておるものには、御説明を聞いておるというと、公共団体、部落有あるいは町村有というような森林が、やもすれば荒廃に帰しておる。今までの実績から、なるべく国有林野は国有林野のままにしておきたい、こういうのが払い下げを幾らかおくらかすとして、自後の管理その他がうまくいかぬことがありますか、進めない非常に大きな原因のように先ほど来聞いておりますが、これはそういうふうな払い下げを受けて、自後の管理その他がうまくいかぬところについてまで、当委員会は、ぜひやつてほしいという希望はいたしません。しかしながら町村で、従来、町村有、部落有等の林野の管理が十分行き届いておるというようなところで、しかも、そういうところで、相当の国有林野の払い下げをやれば、将来十分それらの新市町村の財源として生きてくれる、こう思われるものについては、私はこの機会に、本法でこういう特別の措置を講する趣旨から考えて、ぜひ委員の希望であると私は考えて、あさり申しあげます、この点について林野長官はどういうふうにお考えなのか。今私の申し上げました二点につい

○政府委員(右谷齋男君) 第一点の問題でございますが、いわゆるこの法律草案に基きますところの売り払いのものですが、おっしゃる通りの趣旨のものでござりますから、十分にお説を体にしまして、趣旨に沿うように私どもいたしたいと、かよう考えます。それから第二点の問題でございまが、私がしほしほの機会に、非常に芭廻をしておるという現状を御説明を申し上げましたので、従つてそういう一般論によつて、私どもが非常に売り惜しみをいたしておりますといふに、あるいは誤解を受けるかと思ひますが、私どもはそういうつもりは毛頭ないわけであります。あくまでも個々のケースでございまして、そういう中にも、十分に從来からの市町村林野というものをよく管理されて、将来の計画のためいろいろと御苦心をなさつておる市町村も決して少くないわけでござりまするし、あるときは確かに荒廃に陥つておつたというような森林をなかえて、そのことのもたらす影響を十分に認識せられまして、やはり森林經營はかかるべきだという考え方の方であります。あくまでもそういう実績に即しまして、可能な限り法律に照らまして、私どもは強力に推進して参りたい、こういう考え方でござります。以来往々にいたしまして、どうも自治官方でお聞き取りしておるような場合の希望の面續に大きな食い違いがある

いうような実態もあつたのでございま  
すが、これはたとえば自治庁におきま  
して、県を通じてお調べになるとい  
う場合には、相当大きな数字が上  
りながらも、私どもの現地機関を通じ  
まして吸い上つて参ります数字の上に  
は、そういう申し出等がないために、  
かなり小さいものがあるというような  
ことがございまして、従来私どもとい  
たましても、そういう取扱いにはこ  
まかく気を配りまして、少くとも口頭  
で申し出が現地機関にありましたよ  
うなものについては、全部そのまま私ど  
もの方に問題が吸い上つて参つております。  
そこで御承知の、中間に菅林局  
という機関がございますが、ここと林  
野庁の私どもとが十分協議いたしまし  
て、そうしてすみやかに事柄を処置し  
て参りたい、こういうことで現に実施  
いたしておりますので、ここ当分の間  
に大巾に進歩いたすものと、かように  
御期待いただいてけつこうと思いま  
す。

（）をひきました。

半市君) 少し時間があ  
りましては、すでに政府の  
方は聴取いたしておりま  
せます詳細説明を聴取い  
ります。地方税法改正事  
件に従つて御説明  
いたしますが、「道府県  
民税とあわせて徴収  
する場合には、道府県また  
は市町村の地方団体の徴  
収することができる」とす  
る所または道府県民税を當  
たります。本来道府県の賦  
役は特別徴収義務者の未納  
の税金に充当することによ  
るわけでありますけれども  
かかる道を開いておこな  
われであります。

らは事務所や事業所でございません。法人税割の分割の基礎にもならないわけではありませんが、均等割程度のものは課税した方が、当該町市村等の結びつきから考えまして適当であろうかと考ふたわけであります。

事業税であります、「法人でない団体または財團で、代表者または管理人の定めのあるものの行う事業に対する課税」です。法人として課税することを認め、個人の事業税として課税する」と。こういうものにつきましては、所得税法はあくまでも個人として所得税の対象にして参るわけであります。

事業税の課税標準であります所得は、法人税や所得税の課税標準になりますので、所得税の場合に準じておりますので、所得税の場合に準じまして、やはり法人でありません以上は、こういうものを個人として扱つて行きたい、かように考えるわけであります。

自動車損害賠償責任保険に対する入金額は正味収入保険料の百分の十すること、自動車損害賠償責任保険が昨年十一月から実施されたわけになります。その保険が強制加入を建前にいたしておりますし、また保険の料率を下げる建前にしてできる限り下げることを建前にして率をきめている等の関係もございまので、この保険に対しまくる事業税税に当たりましては、収入金額が課税標準でありますけれども、正味収入保険料の百分の三十五となるところを百の十とすることにいたしたいわけであります。これによりまして、七百万円程度の軽減になるわけでございます。

四、不動産取得税、住宅の定義を

人の居住の用に供する部分とす  
ることでありまして、現行法では市町  
村居住の主として人の居住の用に供す  
る家屋となっております。主として人  
の居住の用に供する家屋であります  
と、不動産取得税の課税に当たりまし  
て、百万円基礎控除されるわけであり  
まして、しかしそれが該当するかどうか  
かということにつきましては、人の居  
住の用に供されているか、あるいは營  
業等の用に供されているかということ  
で、どちらに多く使用されているか、  
そういうことで判定するわけでありま  
す。従いまして、そこにはどちらに多  
く使用されているかということについ  
て争いが絶えないわけであります。そ  
のような事情にがんがみまして、居住  
の用に供してさえいれば、その部分に  
ついては必ず百万円基礎控除をすると  
いうことにいたしまして比率を明確に  
したい、かのように考へておられるわけであ  
ります。

こういうような台数等で課税して行きます部分については、府県側で徵稅令書を作成して納稅義務者に交付する、そういう形で徵収できるようになつたと考へるのであります。

六、遊興飲食税、(1)特別徵収義務者が申告納入の期限までに遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為にかかる料金及び遊興飲食税の全部または一部を受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき遊興飲食税にかかる地方団体の徵収金の全部または一部を納入することができないと認める場合は、特別徵収義務者の申請により、その納入することができないと認められた結果、売り掛けになつている部分も明確になつてゐるわけでありますので、そういう場合には三月以内の期間を限つて徵収猶予する、延滞金もとらない。そのかわりまた売り掛けになつてゐるものも明確に公給領收証となるべきものに記載してもらふ、こういう考え方であります。(2)、特別徵収義務者が遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為にかかる料金及び遊興飲食税の全部または一部を受け取ることができなかつたことについて、天災その他避けることができない理由があると認める場合においては、特別徵収義務者の申請により、その遊興飲食税額がすでに納入されてい

遊興飲食税がまだ納入されていないときは、これに相当する額を還付し、事の措置に不服がある者は、異議の申し立て及び出訴することができるものとすること。この場合における道府県知事はその納入の義務を免除すること。倒産してしまった、そういう場合には料金ももらえませんし、従つて遊興飲食税だけを立てかえて払えということは酷にすぎるわけでございますので、そういう場合には納入の義務も免除しますが、多くの部分について現金主義的な取扱いをして行きたいと、こう考えておるわけであります。

おるわけであります。自動車税の賦課後に自動車の承継があった場合に、それぞれ月割をもつて自動車税を課することとするものとすることと課するものとすることと。現行は、前の納税者が後の納税義務者の納付すべき自動車税の全部又は一部を納付して、自動車税の納付にかかる部分については、前納税者の納付をもつて後納税義務者の納税とみなして、月割課税を行わない。前の納税者が一部を納入しているかどうかということによって、あとの納税義務者の負担する部分が変つて参りますので、いろいろいざこざが起つておるわけありますので、完全な月割課税にいたしたいと考えるわけであります。自動車税の賦課期日後に自動車の用途等の変更により適用税率に異動があつた場合においては、それぞれ月割をもつて算定した額の合計額により自動車税を課するものとすること。現行は賦課期日現在における自動車税の税率により課する。たとえば自家用車が営業用車になりますと、料率が下つてくるわけであります。従つて、そういう場合には自家用車であった期間が何ヵ月であり、営業用車であったのが何ヵ月であつたかということによつて税額をきめたいということに考えたわけであります。國、同一の自動車について一つの道府県において納税義務が消滅し、他の道府県において納税義務が発生した場合においては、それぞれの道府県が月割によつて自動車税を課することとすることと。この場合においては現行法は納税義務が発生した道府県は、納税義務が消滅した道府県は、納税義務が減じた道府県において賦課し

か、賦課しなかつたかということに  
よつて税額が變つてくることは繩當で  
ございませんので、その場合にも完全  
な月割にいたしたい、というふうに割り  
切つたわけでござります。

八、市町村民税、「(一)、市町村内に  
寮、宿泊所等のみを有する法人等に  
対しても均等割を課するものとする  
こと。」これは府県民税の場合と同じ  
であります。「(二)、市町村は、給与所  
得者のうち支給期間が月をこえる期間  
により定められている給与のみの支払  
を受けていること、その他これに類す  
る理由により特別徴収をすることが著  
しく困難であると認められる事情があ  
るものに対しては、当該給与所得者に  
かかる市町村民税を普通徴収の方法に  
よつて徴収するものとすること。」た  
とえば恩給等のみを受けている人であ  
りますと、年二回なり四回なりに分け  
て支払いを受ける、そういうものにつ  
きましても、源泉で徴収をさしておく  
らせるということは非常に繁雑であり  
ますので、そういう場合には、市町村  
がその人に徴税令書を渡して徴税して  
行く方法によりたい、かよう考へて  
おるわけであります。

九、固定資産税、「(一)、国が農地法の  
規定により、買収した未墾地等につい  
ても、農地の場合と同様に当該未墾地  
等を他人に売りわたすまでの間は、当  
該未墾地等の使用者（無償で使用する  
者を除く。）に対して課税することがで  
きるものとすること。」使用者課税の  
適用するにつきましては使用者課税を

いたさない、こういう場合には負担させないようにいたしたいと考えているわけであります。(二)日本放送協会及び日本中央競馬会にかかる固定資産は非課税の範囲から除くものとすること。三公社課税と同じように、非課税の範囲からこういふものについても除くわけであります。(三)日本放送協会が所有する固定資産で直接その本来の事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一(昭和三十一年度分の固定資産税に限り四分の一)の額とするものとすることと。(三公社の場合と全く同じ建前にいたそうといたしているわけであります。その次は、納期限の特例でありますので省略いたします。

ちで、課税されるものと課税されないものと一緒に行なつてゐる場合がござります。そういう場合には、課税される部分の鉱物の掘採に使つてゐる電気がどのくらいあるかというふうなことを、政令で、たとえば産出された鉱物の価格で按分する等の方法により算出することができるようにならしたいと考えてゐるわけあります。

十一、目的税、「(1)、軽油引取税、  
1、課税の目的、道府県は、道路に関する費用に充てるため、及び道路法第七条第三項に規定する指定市」これは五大市であります。「に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、軽油引取税を課するものとすること」、  
2、用語の意義、「(1)、「軽油」とは、摄氏十五度において〇・八〇一七をこえ、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める炭化水素油を含まないものとすること」、こういう比重だけで規定いたしますと、灯油の一部分がこの中に入つてきたりいたしますので、そういうものを除外するために、さらに政令で蒸留度その他から除外できるような規定を置こうとするものであります。「なお、軽油引取税がまだ課されていない軽油に炭化水素油以外のものを混和するときは、その混和により生じたものを軽油とみなすものとする」と。〔2〕、〔3〕、〔4〕は「元売業者」、「特約業者」、「営業所」のこれは定義であります。一般に元売とか、特約とかいふてゐるわけでありますので、省略いたします。

3、課税団体、「特別徴収」の方法に

徵收義務者の営業所所在地の道府県、申告納付の方法による場合にあっては、「元売業者や特約業者が自家消費するものについては申告納付する」に充てるものについては申告納付する。そういう場合には、「当該軽油の消費について直接関係を有する事務所または事業所所在地の道府県」、それから次に、免税軽油を購入したものが他の者に譲り渡した場合、「当該軽油にかかる免税証を交付した道府県」、さらに免税軽油を他の用途に充てた場合にも申告納付になるわけですが、「当該軽油にかかる免税証を交付した道府県」、さらには元売業者から引取にかかる軽油をみずから消費する場合における当該軽油の消費、「自家消費」であります。「(b)、元売業者が軽油をみずから消費する場合における当該軽油の消費、免税軽油の引取を行なった者が他の者に当該引取にかかる軽油を譲渡する場合における当該軽油の消費、「自家消費」であります。「(c)、元売業者が軽油をみずから消費する場合における当該軽油の消費、免税軽油を引き取りながら他の者に譲り渡す場合であります。「(d)、免税軽油の引取を行なつた者が他の者に当該引取にかかる軽油を譲渡する場合における当該軽油の消費、「自家消費」であります。「(e)、免税軽油の引取を行なつた者が免税用途以外の用途に供するため引取にかかる軽油をみずから消費する場合における当該軽油の消費、「自家消費」であります。

#### 4、課税客体、(1)、特約業者または元売業者からの軽油の引取とし、特約業者の元売業者からの軽油の引取及び元売業者の他の元売業者または特約業者からの軽油の引取を除くものとす

るのあります。この特約店の段階で特約業者が買いまして、これを特約業者がある場合は、元売業者から軽油を引取るか、あるいはさらに不約店あるいは小売店に卸して行く

わけあります。この特約店の段階で特約業者が買いまして、これが全国で二千九百一あるわけあります。元売業者として規定しようとおりま

す。主として自動車用の軽油を課税対象にする関係もございまして除外する

ことにいたしております。

5、納稅義務者は一般的には軽油の引取を行うものであります。自家消

費いたしましたりする場合には、特約

業者や元売業者自体が納稅義務者と

なって参るわけであります。

店から小売業者なり、消費者なりが引

き取る場合には課税をしようとしてい

るわけでござります。一番目は、「次

の各号に掲げる場合の行為は軽油の引

取とみなすこととすること。(1)、特約

業者が元売業者からの引取にかかる軻

油をみずから消費する場合における当

該軽油の消費、「自家消費」であります。

「(b)、元売業者が軽油をみずから消

費する場合における当該軽油の消費、

免税軽油の引取を行なつた者が他の

者に当該引取にかかる軻油を譲渡す

場合における当該軽油の消費、「自家

消費」であります。「(c)、元売業者が軻

油をみずから消費する場合における当

該軻油の消費、「自家消費」であります。

「(d)、免税軽油の引取を行なつた者が

他の者に譲り渡す場合における当該軻

油の消費、「自家消費」であります。

「(e)、免税軽油の引取を行なつた者が

他の者に譲り渡す場合における当該軻

油の消費、「自家消費」であります。

6、は「課税免除」、(1)、次の各号に掲

げるものについては、道府県知事の承

認を得た場合に限り、課税しないもの

とすること。(1)、軻油の引取で本邦か

らの輸出として行われたもの」には課

税をしないわけであります。「(2)、特約

業者からの引取で当該特約業者が他の

者に譲り渡す場合における当該軻油の

消費、「自家消費」であります。

特約業者から引取を行なつた軻油にか

かるもの」すでに前段階で課税され

ているわけでありますから、二重課税

を避けるといふ意味で承認を受けた場

合には課税しないこととしたとしてお

ります。「(3)、すでに引取について軻油

を課税された軻油にかかる引取」、

一般的にはさらにこういう規定を設

けまして二重課税を避けることがで

きるよういたしております。「(2)、次

の各号に掲げるものについては、免税

の交付があつた場合及び(3)の道府

県知事の承認があつた場合に限り、課

税しないものとすること。(4)、船舶の使

用者が当該船の主たる推進機関の動

力源に供する軻油の引取、(5)、海上保

安庁が航路標識法第二条の規定により

設置及び管理する航路標識の光源用

供する軻油の引取、(6)、日本国有鉄

道、地方鉄道事業または軌道事業を管

む者の他の政令で定める者が鐵道用車

両、軌道用車両またはこれらの車両に

類するもので政令で定めるものの主た

る推進機関の動力源に供する軻油の引

取、(7)、農業または林業を営む者が動

力耕うん機その他の政令で定める機械

の動力源に供する軻油の引取、(8)、陶

磁器製造業その他の政令で定める事業

を営む者が陶磁器の製造工程における

焼成の用途その他政令で定める用途に

供する軻油の引取、

7、課税標準、「引取にかかる軻油

の容量」が課税標準となります。「た

だし、特別徵収の場合における課税標

準量は、引取にかかる軻油の数量から

当該引取の際減少すべき軻油の数量と

との差額を課税標準とする

こと。(9)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(10)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(11)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(12)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(13)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(14)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(15)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(16)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(17)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(18)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(19)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(20)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(21)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(22)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(23)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(24)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(25)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(26)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(27)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(28)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(29)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(30)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(31)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(32)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(33)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(34)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(35)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(36)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(37)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(38)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(39)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(40)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(41)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(42)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(43)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(44)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(45)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(46)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(47)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(48)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(49)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(50)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(51)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(52)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(53)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(54)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(55)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(56)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

入金を当該道府県に納入するものとす

ること。(57)、前各号に掲げるものは

他の道府県の承認に提出し、及びその納

から十五日以内に申告納付するということにしたわけでございます。

#### 11、免税の手続、「(1)、(2)各号に掲げる用途に供するため、免税軽油の引取を行おうとする者は、政令で定めるところにより、免税軽油の数量、免

税軽油の引取を行おうとする販売業者の事務所または事業所所在地及び氏名は、名称その他必要な事項を記載した申請書を当該免税軽油使用者の主たる事務所または事業所所在地の道府県知事に提出して免税証の交付を受け、その免

税証を軽油引取税の特別徴収義務者に提出するものとすること。ただし、免税

軽油使用者は、特別の事情によりこれ

によりがたい場合においては、政令で定めるところにより、主たる事務所

または事務所以外の事業所所在地の道府

県知事に免税証の交付を申請すること

ができるものとすること。原則として、

免税軽油の引取を行おうとする営業所

所在地の道府県知事に免税証の交付を

申請するわけですが、しかし二府県以

上に事務所、事業所を持っておりまし

て、一府県で免税証を全部受けてしま

いたい場合には、そういうこともでき

る道を聞いておこうといふわけであ

ります。「(2)、道府県知事は、申請があ

った場合においては、免税軽油使用者が

引取を行おうとする軽油の数量がその

用途及び使用期間に照らし、適当なものであると認めるときは、免税証を交付するものとすること。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並びに免税の必要なだけの免税証は交付しなければならないという義務を課し

ているわけでございます。「(3)、免税

軽油の引取は、免税証に記載された販

売業者から行うものとすること。たた

し、船舶の使用者等が当該販売業者の

事務所または事業所所在地以外の地に

事務所または事業所所在地の道府県

において軽油の引取を行う必要が生じた

こと、その他やむを得ない理由がある

場合においては、免税軽油使用者は、

ころにより、他の販売業者から引取を

行うことができるものとすること。」

いたしております。それをそのまま免

税証に記載をいたしまして、記載され

た販売業者の所から免税軽油を買わな

ければならない。こういうことにいた

しまして、免税証の横流しを防止した

軽油をすっかり使い果しました場合に

は、便宜譲り渡しを受けられるルート

もつけておきたいというふうに考えた

のであります。「(4)、免税軽油使用者

が免税証を軽油引取税の特別徴収義務

者である者以外の軽油の販売業者に提

出しても、免税軽油の引取を求めた場合

においては、当該販売業者は、当該免

税軽油使用者にかわって、当該免税

軽油引取税の特別徴収義務者であ

る販売業者に提出して免税軽油の引取

を行うものとすること。」特約業者が

その段階におきまして免税軽油は引

き取れる、小売業者は消費者にかわつ

て特約業者から免税軽油の引き渡しを

受けるのだといふ趣旨をうたつてある

わけであります。「(5)、免税軽油使用

者が当該道府県以外の道府県に事務所または事業所が所在する販売業者から業務者から軽油の引取が行われた後販売

おいて軽油の引取を行いう必要が生じた

こと、その他やむを得ない理由がある

場合においては、免税軽油使用者は、

ころにより、他の販売業者から引取を

行うことができるものとすること。」

いたしております。それをそのまま免

税証に記載をいたしまして、記載され

た販売業者の所から免税軽油を買わな

ければならない。こういうことにいた

しまして、免税証の横流しを防止した

軽油をすっかり使い果しました場合に

は、便宜譲り渡しを受けられるルート

もつけておきたいというふうに考えた

のであります。「(4)、免税軽油使用者

が免税証を軽油引取税の特別徴収義務

者である者以外の軽油の販売業者に提

出しても、免税軽油の引取を求めた場合

においては、当該販売業者は、当該免

税軽油使用者にかわって、当該免税

軽油引取税の特別徴収義務者であ

る販売業者に提出して免税軽油の引取

を行うものとすること。」特約業者が

その段階におきまして免税軽油は引

き取れる、小売業者は消費者にかわつ

て特約業者から免税軽油の引き渡しを

受けるのだといふ趣旨をうたつてある

わけであります。「(5)、免税軽油使用

措置、(1)、軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取が行われた後販売

契約の解除により、その引取にかかる

引取にかかる軽油の軽油引取税額がま

たににより、当該免税証に記載された

事務所を申請したときは、当該道府

県知事は、遅滞なく、政令で定めると

ころにより、当該免税証に記載された

事務所を申請したときのとおり、当該道府

県の区域に通知するものとし

ること」たとえば静岡で買う免税

軽油について東京都で免税証の交付を

受けますときに、東京都知事は静岡県

知事に対しまして、そういう免税証を

交付したということを通知しなければ

ならないということにいたしてあるわ

けでございます。

12、徴収猶予、「道府県知事は、軽

油引取税の特別徴収義務者が軽油の代

金、軽油引取税の全部または一部を10

(1)の納期限までに受け取ることがで

きなかったことにより、その納入すべ

き軽油引取税にかかる地方団体の徴収

金の全部または一部を納入することができないと認める場合において、当該特

別徴収義務者の申請により、その納入

できないと認める場合において、当該特

別徴収義務者が政令で定めるところ

により担保を提供したときは、当該特

別徴収義務者の申請により、その納入

できないと認める場合において、当該特

別徴収義務者が政令で定めるところ

により担保を提供した場合は、当該特

別徴収義務者の申請により、その納入

できないと認める場合において、当該特

別徴収義務者が政令で定めるところ

により担保を提供した場合は、当該特

別徴収義務者の申請により、その納入

できないと認める場合において、当該特

別徴収義務者が政令で定めるところ

により担保を提供した場合は、当該特

は、自治庁職員の質問検査権、17は罰

則であります。18は犯則取締、19は使

指定市を包括する道府県(以下「指定府

県」という)は、総理府令で定めるこ

と、その面積を当該指定

市等で、その面積を当該指定

市に相当する額に政令で定める率を乗

じて得た額に当該指定市の区域に存

する道路(一級国道及び二級国道並びに

都道府県道をいう)の面積を当該指定

市に相当する額に当該指定市の区域に存

する道路の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該指定

なければならぬものとすること。

揮発油税の場合に準じた記帳義務を課

しておるわけであります。

15は、徴収更負の質問検査権等、16

は、自治庁職員の質問検査権、17は罰

則であります。18は犯則取締、19は使

指定市を包括する道府県(以下「指定府

県」という)は、総理府令で定めるこ

と、その面積を当該指定

市等で、その面積を当該指定

市に相当する額に当該指定市の区域に存

する道路(一級国道及び二級国道並びに

都道府県道をいう)の面積を当該指定

市に相当する額に当該指定市の区域に存

する道路の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該指定

は、自治庁職員の質問検査権、17は罰

則であります。18は犯則取締、19は使

指定市を包括する道府県(以下「指定府

県」という)は、総理府令で定めるこ

と、その面積を当該指定

市等で、その面積を当該指定

市に相当する額に当該指定市の区域に存

する道路(一級国道及び二級国道並びに

都道府県道をいう)の面積を当該指定

市に相当する額に当該指定市の区域に

る部分は、昭和三十一年六月一日までの期間内で政令で定める日から施行するものとすること。」

21、その他「(1) 元売業者の指定、特別徴収義務者の指定、登録及び証票の交付、並びに免税証の交付等は、軽油引取税に関する部分の施行の日前においても行うことができるものとすること。(2)、軽油引取税に関する部分の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が当該部分の施行の日に、特約業者から引取を行なつたものとみなして、軽油引取税を課するものとすること。」買いだめを防止するという趣旨におきまして、小売業者等がたくさん軽油を持っています場合には、その部分については課税できるようになしておきたいのであります。

(2)、都市計画税 1、課税の目的、「市町村は都市計画法に基いて行う都市計画事業または土地区画整理法に基いて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画税を課することができるものとすること。」

2、課税客体、「都市計画法第二条の規定により都市計画区域として決定された区域のうち当該市町村の条例で定める全部または一部の区域内に所在する土地及び家屋とすること。」市町村内の家屋でありましても、都市計画事業と全く何らの関係もないと思われるような山林等につきましては、課税をはずそうと思えば、条例できめればよい。ところが、これまでのところはござるわけであります。

3、納稅義務者、「前項によつて都市計画税の課税客体となるべき土地及

び家屋の所有者とすること。」

#### 4、非課税の範囲、「(1) 国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、これらとの組合及び財産区に対しては課することができるものとすること。(2) 固定資産税を課すことができないものとすることは、課することができないものとすること。」

地または家屋(免税点をこえないため課することができないものを含む)に對しては課すことができないものとすること。」

固定資産税を課すことができない土

地または家屋(免税点をこえないため課することができないものを含む)に對しては課すことができないものとすること。」

固定資産税と一体として運用して行きたいと考えておるわけでありますから、非課税の範囲も合わせておるわけであります。

5、課税標準、「課税客体である土地及び家屋にかかる固定資産税の課税標準となるべき価格(課税標準の特例の規定の適用を受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれの率を乗じて得た額)とすること。」たとえば発電所でありますと、最初の五年間は三分の一、次の五年間は二分の一とあわせて賦課徴収する場合においては、左によるものとすること。

(4)、納期前納付に対する報奨金、延滞金または延滞加算金の計算については、両税の合算額によって行うものとすること。

(5)、都市計画税及び固定資産税にかかる地方団体の徵収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を両税の額に按分した額の納付があつたものとすること。

(6)、両税をあわせて収納する場合に

税令書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税のこれら

文書とあわせて作成するものとするこ

と。(7)、固定資産税の納期限も同一

ときは、都市計画税の納期限も同一

と。納期限延長されたものとすること。

(8)、固定資産税またはその延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとすること。

したときは、都市計画税又はその延滞

金額も、固定資産税またはその延滞

額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとすること。

行うものとすること。(3)、賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものと

して、四月、十一月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める

ことができないものとすること。

(4)、賦課期日は、

当該年度の初日の属する年の一月一日とすること。(5)、納期は、原則とし

て、昭和二十九年四月、十一月、十二月及び二月中

とすること。

(6)、賦課徴収は、固定

資産税の賦課徴収の例によるものと

して、法人税で認められる繰越の措置を

行うものとすること。(7)、一枚の徴収紙で固定資産税と都市計画税を合わせて

両方を徴収しようと考えております。

ついでに、固定資産税の場合における罰則と同一とすること。」

(8)、水利地盤税、「市町村は、都市

計画税を課する場合においては、都市

計画法に基いて行う事業の実施に要す

る費用に充てるための水利地盤税を課

すこと。」

出訴は、固定資産税の賦課徴収に関する異議の申立及び

訴訟は、固定資産税の賦課徴収によるものとします。

出訴は、固定資産税の賦課徴収による異議の申立及び出訴の例によるものとします。

出訴は、固定資産税の賦課徴収によるものとします。

つきまして、法人税の計算に所得計算を合わせるわけでありますから、この素になるのじやなかろうかといふふうな考え方から、従前から法人税の例による所得の計算が行われていたものとすれば算入できるということになりますから、都市計画税を起すためにも、左によるものとすること。

現行の水路地益税では都市計画事業のためにこれを起すことができるようになりますから、都市計画税を起すためにも、左によるものとすること。

な規定を設けたいわけあります。

「(二) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部を改正して、軽油引取税にあっては合衆国軍隊及び国際連合の軍隊等が当該軍隊等の用に供する軽油の引取、都市計画税にあっては当該軍隊等が所有する土地及び家屋に対し日本中央競馬会に対する固定資産税の課税に伴い、国庫納付金率を百分の十(現行百分の十一)に引き下げるよう日本中央競馬会法の一部を改正すること。」  
○委員長(松岡平市君) それでは本法案に対する質疑は自後に譲りまして、本日はこの程度で散会いたします。

## 第六章 監督 第十九条 第二十一条

### 第七章 補則(第二十二条 第二十三条)

#### 第八章 惩罰(二十四条)

##### 附則

###### 第一章 総則

###### (この法律の趣旨)

###### 第一条 この法律は、消防組織法

###### (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第十五条の四の規定による非

###### 常勤消防団員に係る損害補償及び

###### 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号) 第三十六条の二の規定に

###### よる消防作業に従事した者に係る

###### 損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に関する市(特別

###### 区の存する区域について、都、都

###### 以下同じ。)町村の支払責任の共済

###### 制度として、消防団員等公務災害

###### 補償責任共済基金(以下「基金」と

###### いう。)を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施する

###### ことを目的とする。

## 第二章 基金

### (人格)

#### 第三条 基金は、主たる事務所を東

##### 京都に置く。

###### 受け、必要な地に從たる事務所

###### を置くことができる。

###### 第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

###### 第五章 会計(第十五条 第十八条)

###### 目次

###### 第一章 総則(第一条)

###### 第二章 基金(第二条 第五条)

###### 第三章 役員(第六条 第八条)

###### 第四章 業務(第九条 第十四条)

###### 第五章 会計(第十五条 第十八条)

###### 二 名称

###### 三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

###### 一、消防団員等公務災害補償責任共済基金法案

###### 消防団員等公務災害補償責任共済基金法案

## 三 事務所の所在地

### 四 資産に関する事項

#### 五 役員に関する事項

##### 六 業務及びその執行に関する事項

###### 七 市町村との消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結に関する事項

###### 八 市町村の掛金に関する事項

###### 九 会計に関する事項

###### 十 公告の方法

###### 十一 公告の方法

###### 十二 定款は、内閣総理大臣の認可を受けて変更することができる。

###### 十三 登記

###### 十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

###### 十五条 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

###### 十六条 前項の場合において、市長を代表する者、町村議会の議長を代表する者、消防団員を代表する者及び学識経験者について、内閣総理大臣が任命する。

###### 十七条 前項の場合において、市長を代表する者、市議会の議長を代表する者、町村議長を代表する者及び消防団員を代表する者、町村長を任命する。

###### 十八条 市長を代表する者及び消防団員を代表する者の任命について、市長が任命する。第三項の規定は、推薦によるものとする。

###### 十九 村長を代表する者及び消防団員を代表する者について、内閣総理大臣が任命する。

## 二 監事は、基金の業務を監査する。

### 二 監事は、市町村は、政令で定めるところにより、基金の業務に要する経費に充てるため、人口、非常勤消防団員の数等を基準として政令で定める額を、掛金として、基金に對して支払わなければならない。

#### 三 役員が欠員となつたときは、内閣総理大臣は、遲滞なく補欠の役員を任命しなければならない。

##### 四 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

###### 五 役員は、再任されることができること

###### 六 役員が欠員となつたときは、内閣総理大臣は、遲滞なく補欠の役員を任命しなければならない。

###### 七 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

###### 八 役員は、再任されることができること

#### 四 監事は、基金の業務を監査する。

##### 五 理事長又は理事は、監事と兼ねることができない。

###### 六 常務理事は、他の職業に従事す

###### ることができない。

###### 七 (役員の選任及び任期)

###### 八 (役員の選任及び任期)

###### 九 (監事の選任及び任期)

###### 十 (監事の選任及び任期)

###### 十一 (監事の選任及び任期)

###### 十二 (監事の選任及び任期)

###### 十三 (監事の選任及び任期)

###### 十四 (監事の選任及び任期)

###### 十五 (監事の選任及び任期)

###### 十六 (監事の選任及び任期)

###### 十七 (監事の選任及び任期)

###### 十八 (監事の選任及び任期)

## 二 業務及びその執行に関する事項

### 二 業務及びその執行に関する事項

#### 二 業務及びその執行に関する事項

##### 二 業務及びその執行に関する事項

###### 二 業務及びその執行に関する事項

#### (消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結)

##### 第十一条 市町村は、消防団員等公務災害補償の実施のため、基金との請求に基き、当該非常勤消防団員又は消防作業に従事した者に係る療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償又は打切補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならぬ。ただし、次条の規定による掛金を支払わない市町村に対しては、この限りでない。

###### 第十二条 市町村は、政令で定めるところにより、基金の業務に要する経費に充てるため、人口、非常勤消防団員の数等を基準として政令で定める額を、掛金として、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十三条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十四条 市町村は、政令で定めるところにより、基金の業務に要する経費に充てるため、人口、非常勤消防団員の数等を基準として政令で定める額を、掛金として、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十五条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十六条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十七条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十八条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第十九条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第二十条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第二十一条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第二十二条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第二十三条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第二十四条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

###### 第二十五条 市町村は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払わなければならない。

## 三 会計に関する事項

### 三 会計に関する事項

#### 三 会計に関する事項

##### 三 会計に関する事項

###### 三 会計に関する事項

#### (消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結)

##### 第十二条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

###### 第十三条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十四条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十五条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十六条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十七条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十八条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十九条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十一条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十二条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十三条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十四条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十五条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第二十六条 市町村は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

## 四 業務及びその執行に関する事項

### 四 業務及びその執行に関する事項

#### 四 業務及びその執行に関する事項

##### 四 業務及びその執行に関する事項

###### 四 業務及びその執行に関する事項

#### (基金の権限)

##### 第十二条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十三条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十四条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十五条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十六条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十七条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十八条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十九条 基金は、市町村が行う消

## 五 役員に関する事項

### 五 役員に関する事項

#### 五 役員に関する事項

##### 五 役員に関する事項

###### 五 役員に関する事項

#### (基金の権限)

##### 第十二条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十三条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十四条 基金は、市町村が行う消

###### 害補償の的確な実施を図るために、定款で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に對して支払うこととする。

###### 第十五条 基金は、市町村が行う消

## &lt;h12

防団員等公務災害補償に必要な経費を当該市町村に対し支払う場合において必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長に対して説明を求め、報告をさせ、若しくは当該消防団員等公務災害補償に係る帳簿書類の提出を求め、又は職員をして市町村長の保管する当該帳簿書類若しくは当該非常勤消防団員若しくは消防作業に従事した者の診療を担当した者の診療録その他の帳簿書類を実地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償に必要な経費を市町村に支払った後にいて、その支払額に錯誤があると認められたときも、また、同様の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

に、事業計画書を作成して、内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画書に於ける重要なる変更を総理府令で定める場合、又は、同様とする。

(報告及び公告)

**第十七条** 基金は、毎事業年度末に、財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに事業計画書の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

**2** (總理府令への委任)

第十八条 前三条に規定するもののほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に關し必要な事項は、

總理府令で定める。

第六章 監督

(報告及び検査)

**第十九条** 内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に關して報告をさせ、又は部下の職員をして業務若しくは財産の状況を詳しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、基金が從事する事務所を設けた場合における当該事務所に対する前項の権限を當該事務所

**3** 前二項の規定により職員が検査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**4** 第一項又は第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
**(定款の変更命令等)**

**第二十条** 内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

**2** 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、定款の変更については、この限りでない。

**(役員の解任)**

**第二十一条** 内閣総理大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。

**第七章 補則**

**(登録税の非課税)**

**第二十二条** 基金が第五条第一項の規定によつてする登記及び基金がその事務所の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保有のためにする登記には、登録税を課さない。

**(政令への委任)**

**第二十三条** この法律に特別の定があるもののほか、市町村の廃置合又は境界変更があつた場合にお

けを措置その他の方法の施行に  
関し必要な事項は、政令で定め  
る。

(罰則)

第八章 罰則

**第二十四条 第十九条の規定による  
報告をせず、若しくは虚偽の報告  
をし、又は同条の規定による当該  
職員の検査を拒み、妨げ、若しく  
は忌避した者は、三万円以下の罰  
金に処する。**

**2 基金の代表者又は代理人、使用  
人その他の従事者が基金の業務又  
は財産に關して前項の違反行為を  
したときは、行為者を罰するほ  
か、基金に対しても同項の刑を科  
する。**

**3 この法律又はこの法律に基く政  
令の規定に違反して登記すること  
を怠つた基金の役員は、二万円以  
下の過料に処する。**

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から  
起算して六月をこえない範囲内で  
政令で定める日から施行する。た  
だし、附則第二条から第四条まで  
の規定は、公布の日から施行す  
る。

(基金の設立)

**第二条 内閣総理大臣は、第八条第  
二項、第三項及び第五項の規定の  
例により、基金の理事又は監事と  
なるべき者を指名する。**

**2 前項の規定により指名された理  
事となるべき者は、第八条第一項  
の規定の例により、理事長となる  
べき者を互選する。**

第三条 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、第四条の規定の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

前項の規定による内閣総理大臣の認可又は承認があつたときは、設立委員は、遅延なく、その事務を附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者は、前条の事務の引き継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定によつてする登記には、登録税を課さない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約の経過措置)

第七条 市町村は、この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内

に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、第十一条の規定による掛け金を支払わなければならぬ。

(従前の消防団員等公務災害補償の経過措置)

第八条 この法律の施行の日前又はこの法律の施行の日から前条の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となつた者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る消防団員等公務災害補償については、なお、従前の例による。

(事業年度の経過措置)

第九条 基金の最初の事業年度は、第十五条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

(基金に対する便宜の供与)

第十条 内閣総理大臣は、当分の間、基金の業務の遂行のため必要があると認めるときは、国家消防本部の職員をして基金の業務に從事させ、又は國家消防本部の使用する施設(土地を含む)を無償で基金の利用に供することができ

る。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「町村

職員恩給組合連合会」の下に「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

(消防組織法の一部改正)

第十三条 消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の二号を加える。

十三 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第号)に基く内閣総理大臣の権限の行使の補佐に関する事項

第十五条の四中「その消防吏員(消防吏員を置かない市町村については財政その他事情の類似する他の市町村の消防吏員)の例に準じ、」を「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、」に改める。

(消防法の一部改正)

第十四条 消防法の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「市町村は、」の下に「政令で定める基準に従い」を加え、「療養その他の給付を行うものとする。」を「その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によつて受ける損害を

補償しなければならない。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「町村議員恩給組合連合会」の下に「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

参議院事務局